

第2回千葉海区漁業調整委員会 会議次第

期日：令和7年5月27日(火)

午後1時30分から

場所：プラザ菜の花4階「楨」

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名人の選出

4 議 題

- (1) はえ縄漁業に係る委員会指示について
- (2) 遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について
- (3) 遊漁者等によるがごみ類の採捕に係る委員会指示について
- (4) 千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正について
- (5) その他

5 その他

6 事務局連絡事項

7 閉 会

第 1 号議案

はえ縄漁業に係る委員会指示について

このことについて、別添（案）のとおり指示することについて審議されたい。

令和 7 年 5 月 2 7 日

会 長 石 井 春 人

はえ縄漁業に係る委員会指示（案）

千葉海区漁業調整委員会指示第_____号

千葉県海面におけるはえ縄漁業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

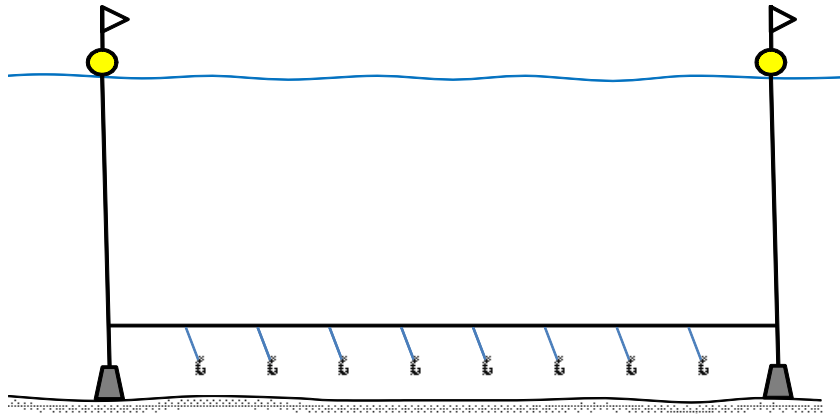
令和 7 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会
会 長 石 井 春 人

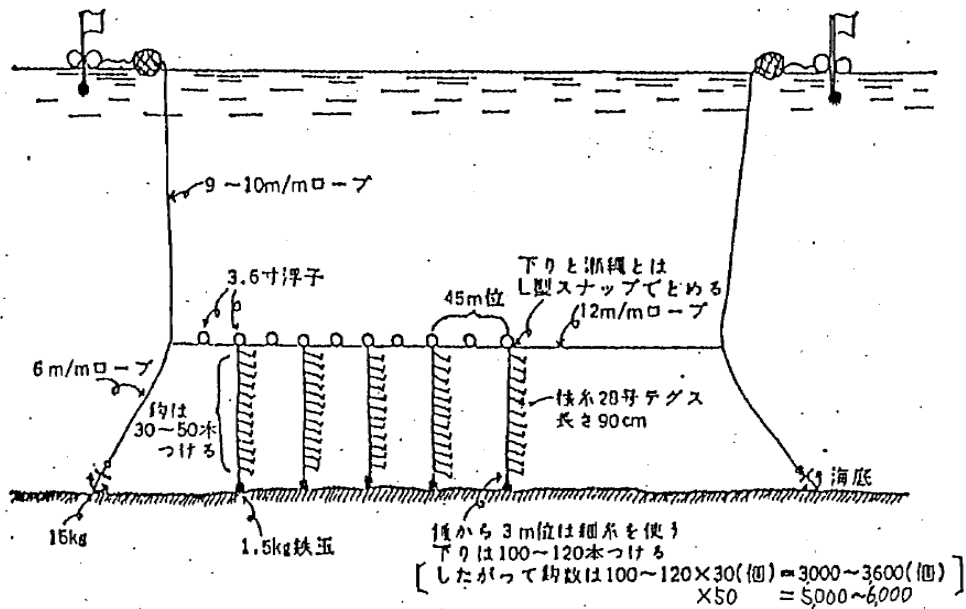
- 1 枝縄に 2 個以上の釣針を付するはえ縄漁具を使用して操業してはならない。
- 2 この指示の有効期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までとする。

【はえ縄漁業 漁具概要図】

千葉県で認められている漁具（例）



千葉海区漁業調整委員会指示で禁止されている漁具（例）



名称：底立てはえ縄（通称：地獄縄）

第 2 号議案

遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示について

このことについて、別添（案）のとおり指示することについて審議されたい。

令和 7 年 5 月 2 7 日

会 長 石 井 春 人

遊漁のまき餌釣りに係る委員会指示（案）

千葉海区漁業調整委員会指示第 号

千葉県海面における遊漁のまき餌釣りについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 7 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会
会長 石井 春 人

- 1 次の（１）から（３）までの区域内において、船舶を使用する遊漁のまき餌釣りは行ってはならない。
 - （１）次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - ア 天面漁港合せ灯標柱
 - イ 北緯 35 度 3 分 50 秒、東経 140 度 5 分 20 秒の点
 - ウ 北緯 35 度 4 分 10 秒、東経 140 度 6 分の点
 - エ 鴨川市天面と同市太海との境界標柱
 - （２）次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ及びチの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
 - ア 漁業権基点南 73 号（鴨川市と勝浦市との境界付近に設置した標柱）
 - イ 北緯 35 度 6 分 10 秒、東経 140 度 12 分 40 秒の点
 - ウ 北緯 35 度 6 分 10 秒、東経 140 度 14 分 20 秒の点
 - エ 北緯 35 度 6 分 50 秒、東経 140 度 15 分 50 秒の点
 - オ 北緯 35 度 6 分 50 秒、東経 140 度 17 分 40 秒の点
 - カ 北緯 35 度 7 分 10 秒、東経 140 度 18 分 10 秒の点
 - キ 北緯 35 度 7 分 20 秒、東経 140 度 19 分 50 秒の点
 - ク 北緯 35 度 7 分、東経 140 度 19 分 40 秒の点
 - ケ 北緯 35 度 7 分 10 秒、東経 140 度 20 分 30 秒の点
 - コ 北緯 35 度 7 分 20 秒、東経 140 度 20 分 50 秒の点
 - サ 北緯 35 度 7 分 50 秒、東経 140 度 21 分 10 秒の点
 - シ 北緯 35 度 8 分 30 秒、東経 140 度 23 分の点
 - ス 北緯 35 度 9 分 50 秒、東経 140 度 21 分 10 秒の点
 - セ 北緯 35 度 10 分、東経 140 度 21 分 50 秒の点
 - ソ 北緯 35 度 9 分 50 秒、東経 140 度 22 分 40 秒の点
 - タ 北緯 35 度 11 分、東経 140 度 24 分 40 秒の点
 - チ 漁業権基点南 79 号の 1（夷隅郡御宿町といすみ市との境界付近に設置した標柱）

(3) 外川漁港東防波堤灯台中心点から半径 12 海里以内の千葉県海面のうち、次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線以東の区域

ア 北緯 35 度 41 分 53 秒、東経 140 度 45 分 40 秒の点（磯見川河口中心点）

イ 北緯 35 度 39 分 40 秒、東経 140 度 47 分 40 秒の点

ウ 北緯 35 度 39 分 10 秒、東経 140 度 44 分 10 秒の点

エ 北緯 35 度 29 分 50 秒、東経 140 度 48 分 50 秒の点

2 船舶を使用して遊漁のまき餌釣りをする場合のまき餌使用量の基準は、次のとおりとする。ただし、当該まき餌の使用に当たっては、基準内の量を使用する場合であっても必要最小限の量としなければならない。

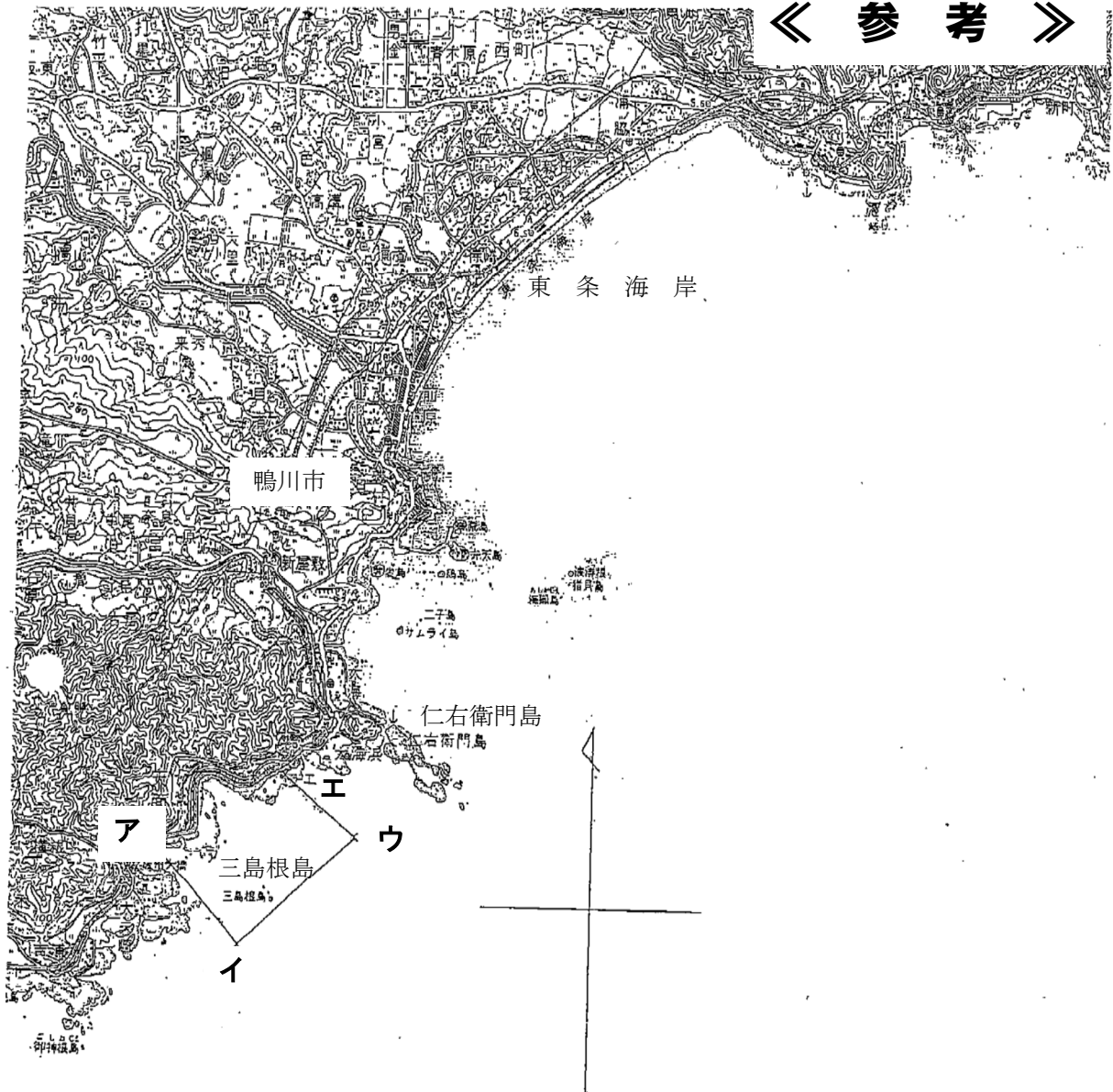
(1) 南房総市大房岬突端と神奈川県三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線以北の海面においては、1 人 1 日当たり 3 キログラム以内

(2) (1) 以外の海面においては、1 人 1 日当たり 5 キログラム以内

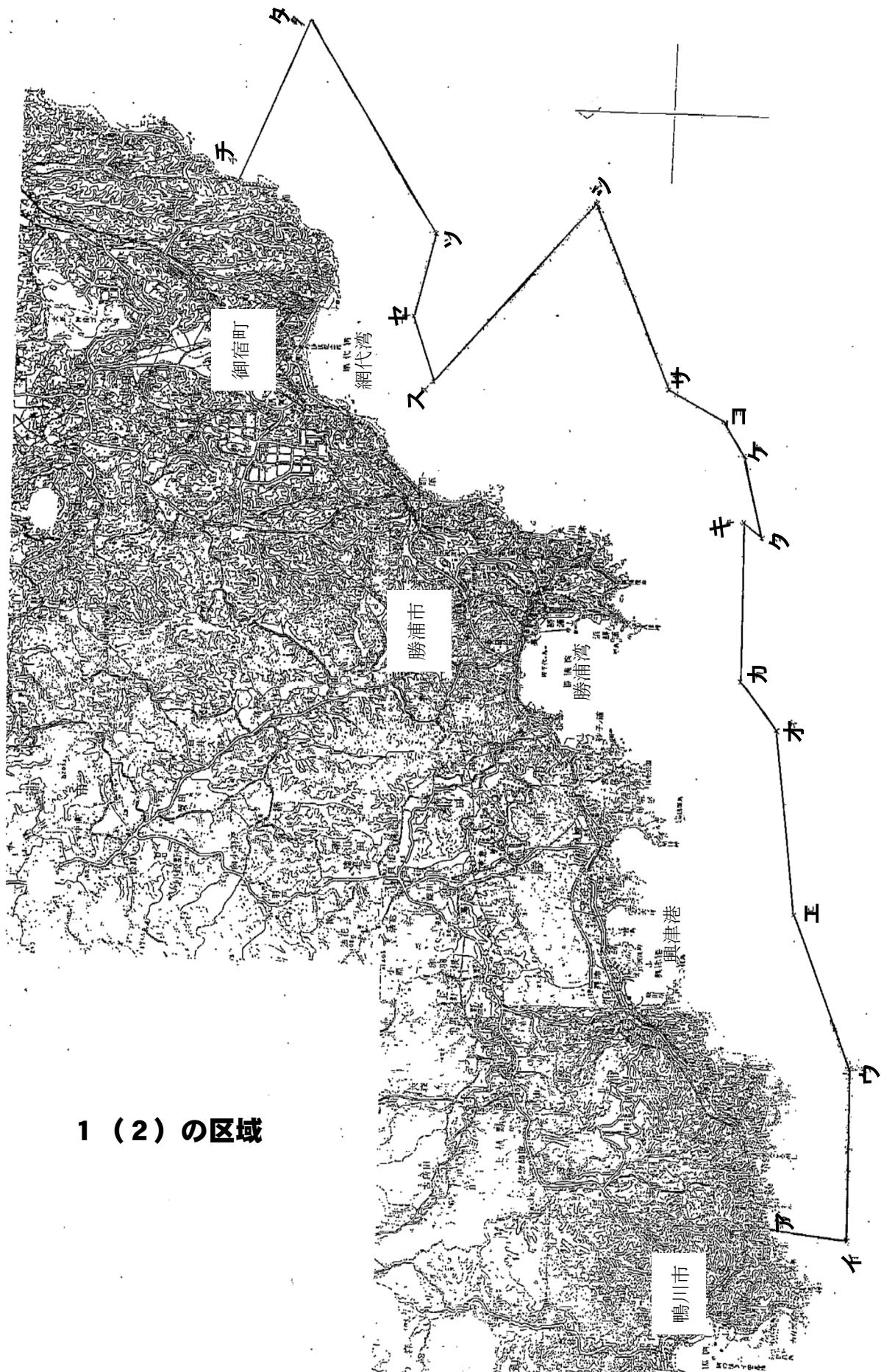
3 船舶を使用しないで遊漁のまき餌釣りをする場合は、当該まき餌の使用量は必要最小限の量とし、漁業権が設定されている区域にあっては、漁業権者の漁場管理に協力しなければならない。

4 この指示の有効期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 8 年 7 月 31 日までとする。

《 参 考 》



1 (1) の区域



1 (2) の区域

第 3 号議案

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示について

このことについて、別添（案）のとおり指示することについて審議されたい。

令和 7 年 5 月 2 7 日

会 長 石 井 春 人

遊漁者等によるがざみ類の採捕に係る委員会指示（案）

千葉海区漁業調整委員会指示第 号

千葉県海面におけるがざみ類の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 120 条第 1 項の規定により、次のとおり指示する。

令和 7 年 月 日

千葉海区漁業調整委員会
会 長 石 井 春 人

1 採捕の制限

千葉県海面（2 に掲げる区域に限る。）においては、令和 7 年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの間（3 に掲げる時間に限る。）、がざみ類（がざみ、たいわんがざみ及びいしがにをいう。）を採捕してはならない。

2 採捕を制限する区域

共同漁業権共第 2 号及び共第 3 号（令和 5 年 9 月 1 日免許）の漁場の区域

3 採捕を制限する時間

午前 0 時から午前 5 時まで及び午後 5 時から翌午前 0 時まで

4 適用除外

1 の制限は、次に掲げる場合には、適用しない。

- (1) 法第 57 条第 1 項の規定による千葉県知事の許可を受けた者が当該許可に基づいて漁業を営む場合
- (2) 二に掲げる区域内に設定されている共同漁業権の組合員行使権を有する者が当該権利に基づいて漁業を営む場合
- (3) 試験研究機関が試験研究のために採捕する場合

第4号議案

千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る
行政手続等における情報通信の技術の利用に関する
規程の一部改正について

このことについて、別添（案）のとおり定めることについて審議
されたい。

令和7年5月27日

会長 石井 春人

千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年 月 日

千葉海区漁業調整委員会会長 石井 春 人

千葉海区漁業調整委員会告示第 号

千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する告示

千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成十八年千葉海区漁業調整委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号を次のように改める。

一 電子署名 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名

ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名

第五条第二項中「により処分通知等」の下に「（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）」を加え、「当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項」を「その情報を同項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、委員会の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

第五条第三項中「電子署名」の下に「及び前項ただし書に規定する措置」を加える。

第七条第一項中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百二号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附 則

この告示は、令和七年七月一日から施行する。

○千葉海区漁業調整委員会の所管する事務に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

新	旧
(定義) 第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 電子署名 次に掲げるものをいう。 イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名 ロ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名 ハ 地方公共団体組織認証基盤（行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することその他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の職責証明書に基づく電子署名 二 略 （電子情報処理組織による処分通知等） 第五条 委員会は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会の定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 2 委員会は、前項の規定により処分通知等（当該処分通知等を書面等により行うときに押印を要することとされているものその他の当該処分通知等の性質等から電子署名を要するものと認められるものに限る。）を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、その情報を同項に規定するファイルに記録しなければならない。ただし、委員会の定める方法により当該処分通知等に係る事項に係る情報が記録された電磁的記録の真正な成立を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。 3 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名及び前項ただし書に規定する措置とする。	(定義) 第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項に規定する電子署名をいう。 二 略 （電子情報処理組織による処分通知等） 第五条 委員会は、条例第四条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会の定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。 2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項に係る情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しなければならない。 3 条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

(電磁的記録による作成等) 第七条 委員会は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製する方法により行うものとする。この場合において、当該作成等は、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。 2 略 附 則 この告示は、令和七年七月一日から施行する。	(電磁的記録による作成等) 第七条 委員会は、条例第六条第一項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により行うものとする。 2 略
--	--